

(1)勉強会『邪馬壹国の論理—古代に真実を求めて—』 参考資料 ③

第三回目は、第Ⅱ編第三章と第四章について履修していきたい。各章では要点を抽出して提示しているが、不明な点などがある場合は、面倒でも原文で確認して欲しい。

【目次】Ⅰ.(1)戦後古代史学への疑問、(2)邪馬台国論争は終わった Ⅱ.(1)邪馬壹国への道、(2)直接証拠と間接証拠、(3)邪馬壹国の諸問題、(4)魏晋(西晋)朝短里の史料批判 Ⅲ.(1)『翰苑』と東アジア、(2)銅鐸人の発見、(3)金印の「倭人」と銅鐸の「東鯨人」、(4)七支刀と年号の論理、(5)九州 王朝の古跡 Ⅳ.(1)「海賦」と壁画古墳、(2)倭人の南米大陸への航行について、(3)エバンス夫妻との往復書簡 Ⅴ.(1)神津恭介氏への挑戦状、(2)推理小説のモラル、(3)続、推理小説のモラル

Ⅱ.3 邪馬壹国の諸問題 一尾崎雄二郎・牧健二氏に答う 110～185頁

一：①(古田)論稿「邪馬壹国」末尾に、「…今後再び、三世紀における『邪馬臺国』の存在を前提として立証せんと欲する学的研究者には、再史料批判上『臺』が正しく『壹』が誤りである、という必要にして十分なる論証が要請される。…」②わたしの(この)論証に対する反論として発表せられた二篇をすこぶる貴重とした。①尾崎雄一郎「邪馬臺国について」(京大教養部)、②牧健二「古田武彦氏の『邪馬壹国』について」(龍谷法学)。

尾崎 雄二郎(おさき ゆうじろう、1926—2006)日本の中国研究者。専門は中国語音韻学。京都大学名誉教授。中国語音韻史の分野において上古音についての研究を進めた。牧 健二(まき けんじ、1892—1989)、日本の法制史家。京都大学名誉教授。1960～1973年、龍谷大学文学部・経済学部・法学部で教壇に立った。

二～十一※尾崎論文への再批判:

二～五 倭国現地音の表記: (2)①古田「『三国志』魏志倭人伝における、倭国の現地音を表記するための漢字表記は、純粋な音韻至上主義ではない」。②尾崎「純粋表音主義」で対抗。古田の「卑字」という見地を否定し、このような理解の仕方は、日本人「独特のひがみ」にほかならぬ、と。(3)①尾崎説理解のために、いわゆる「小韻の首字」の具体的例を提示。※小韻(しょういん)とは、漢字音をまとめた韻書の中で、声母・韻母・声調が完全に同じ字のグループを指す用語。また、首字(しゅじ)とは、語や句の最初の文字を指す言葉。②氏の立論は、史料的にはもっぱら七～八世紀の唐代の『広韻』、十三世紀の宋代の『集韻』の韻に頼っている。③したがって、氏論の依拠点となった「小韻の首字」も、「三世紀の韻書」における実体は不明。④つまり、三世紀韻書が現存しないため、史料的に立証は困難なのである。(4)①従って、尾崎説の当否を知るためには三～四世紀の他の音韻史料での検証が必要。②このための豊富な史料を残しているのは、大蔵經典である。漢代より唐宋代(魏晋朝は最も仏典翻訳が盛行した時期の一つ、例えば「大無量寿経」)にいたる經典の中国語訳の中には、原典内の外国語固有名詞の漢字音訳が数多く記載されている。③「大無量寿経」において、「卑字」が避けられているという事実は、『三国志』東夷伝では卑字が避けられていない事実を意味している。④すなわち、『三国志』夷蛮伝においては、夷蛮にふさわしく『卑字』が選ばれた「歴然たるものが存在している」。

(5)尾崎論文では「表意」と「表音」に関する用語の基本概念が精密性を欠いている問題:①「仏」「佛」に関して検証した結果、②尾崎氏が最重要な論点として第一に提起の「純粋表音主義的な理解」は、到底成立しえぬことが必要・十分証明できた。

六～九 (6)尾崎氏の論弁「古田は『三国志』無謬説を唱えている」は誤解に基づく:①論文「邪馬壹国」で行ったのは『三国志』65巻の「壹と臺の全調査」で、目的は代々の書写者・版刻舎の筆跡状況の復元調査。②この問題に関する尾崎氏の二つの論拠を検査。③尾崎氏の論法には、一種のまとはずれが方法論上存在している。④『三国志』本文にさえ属しない、五世紀の裴松之による加註引用の『魏書』を、事例にするのは全く無意味。また、⑤「臺」字は他のいかなる文字とも誤ることはない文字」という主張をわたしは一切していない。検証したのは、「壹と臺」との間の異同錯失問題に厳しく限定していた。

(7)古田の史料批判の根本:①原文改定者には、改定のための必要にして十分な論証が厳しく要請される。②これに反する資料取り扱い態度が尾崎論文にある。「孫賁の父・羌の字が聖壹か聖臺かいくら議論をめぐらしてもその反対の可能性を払しょくしきれない」と。③この「聖壹——聖臺」問題は、わたしの論証にとって重要だった。なぜなら、『三国史』の本文中であり、「聖壹——聖臺」間の異同である点で、論証内容そのものに該当していたから。「聖壹」が「聖臺」の誤りとの論定は中国学者の代々にわたっていた。④だが、原文の「聖壹」を「聖臺」に改定すべき根拠は存在しない。⑤しかるに、客観的な根拠なしになお「この聖壹は聖

臺あやまりと自分は考えたい」なら、それはもはや単に主観的・恣意的な主張にすぎないだろう。

(8) 裴松之の校註方法の問題: ①裴松之は、『三国志』と同時代の史書・史料272種を対比して、2020回にわたって異同を詳細に検証した。②尾崎氏は「272種の本を対比するのに、全部いっぺんに机上に並べるのは不可解」としたが、それこそ不可解である。③(種々検証を終えて)以上によって、尾崎氏の採択された訓読「諸を書本に見るに」が、この場合不適切であることは明らかである。

(9) 史料批判の方法の問題: ①古田「一つの文献に各種異本が派生している場合、各異本に対し史料としての信憑性を検証せねばならぬ」。②尾崎「北宋咸平本(祖本)－A(南宋紹興本)・B(南宋紹熙本)」という伝来を想定し、A・Bに「邪馬壹国」が共通していても、それは祖本の分岐にすぎないから信憑するに足りぬ」。この地点から、氏は「『太平御覧』所引の魏志に注目すべき」と。③古田「これが信憑すべからざる理由について、具体的に検証した」が、④尾崎氏は信憑性の論証をせずに、その史料価値を高く評価しておられる。

十・十一 (10) 氏の私の論文への反論に対する簡明な反証: ①水谷論文・②称号「親魏倭王」と「卑字」の相関関係・③天子問題・④犬臺宮と太壹宮・⑤「臺」の異体字・⑥裴註内の「壹一臺」問題・『魏略』・「邪馬壹＝八女」説の否定。(11) 問題(一種「神秘」な印象の説)への追記: 尾崎氏は、①三世紀現実の日向にささやかな邪馬臺国が信仰上の聖地として存在、②伊都国王は巨大な中心国家、邪馬臺国が実在している如く偽証し、魏使はそれを妄信した、という。③このような、「倭人を侮り」「古代中国人を軽視する」発想が邪馬台国研究上の宿痼になっていたが、氏もまた免れなかった。

十二・十三(牧論文の検証): (12)『龍谷法学』『史林』の両論文に共通して提示された「臺」の漢字表記問題に限定して再検証。「リント」の地名表記: ①牧氏の考えでは、原地音「リント」が、一方では「命頭」、他方では「輪臺」と漢字表記された、として、②ここに「臺」が「ト」の漢字表記として用いられて「疑いのない証拠」と言われる。③この牧氏の推論に対する反証をあげよう。『漢書』は西域伝等で「ト」音を「臺」とする表記方法をとっているのだろうか(5事例を抽出して検証)。④(その結果)、「輪臺」も命頭の地にある城塞の存する臺地の意義をもって任命された「中国側地名」であった。(13)「臺」の変遷と表音表記について: ①牧氏の看過された重大な点は、『漢書』と『三国志』との間に存在する「臺」字使用の差異である。②検証を経て、牧氏のあげられた事例は二点ともわたしの論証への反論として不適切であったことが判明。

補注1(「一字一音主義」的理解について) 補注2(「伊都国の表音表記について」) 注 補論(史料批判の条件について)

II.4 魏晉(西晉)朝短里の史料批判 ー 山尾幸久氏の反論に答える 186～219頁

一(山尾幸久氏『魏志倭人伝』の検証): (1) 第一論文「邪馬壹国」(1969年9月)の主題は、「邪馬台国」という根本地名を疑う。②「『三国志』の原文面を尊重する」という新視点での第二の課題は、帯方郡治より邪馬壹国に至る行路記事はどう解釈されるか。③第一の論点については数々の批評をもらったが、第二の論点については具体的な反論は殆どなかった。④その中で私への反論を含む一書の見出した。

山尾 幸久(やまお ゆきひさ、1935- 2021)、日本の歴史学者。専門は日本古代史。立命館大学名誉教授。主要な研究テーマは、卑弥呼の時代の王権の誕生と、律令制形成期の天皇の出現と日本民族の形成、東アジア世界の国家権力の相互動態。

二: ①山尾氏はかつて「魏志倭人伝の史料批判」で、『三国志』の里数値問題を扱われた。②氏は「『三国志』全体は「漢長里」の里単位で正しく記述されているが、韓伝・倭人伝の里数値のみは誤った巨大里数値だ」と主張された。③わたしは前著で氏の立論の「方法論上の欠陥」二点を指摘した。④A. 個々の事例に対する氏の解釈は妥当か、B. 欠陥二点を今回はいかに扱っておられるか、を検証しよう。

三～七 第一～第四事例の検証: (3) 第一事例: ①帝曰「四千里征伐、…」(魏志第三、明帝紀): 山尾氏はこの「四千里」を「洛陽－遼東郡治」間とし、次の二文を照合された: ②「…四千里」(同、裴松之註)、③「往百日、攻百日、還百日、以六十日為休息、如矣」(同、同)。④古田による検証結果: ㉞各文の前後を詳しく検証すると、氏の理解とは相反する帰結が得られる。㉟「四千(余)里」は遼東郡の戦闘領域内を指し、宣王の「攻百日」の予測部分に当たり、「魏晉朝短里による四千里」に相当する。㊱山尾氏の解釈は、この史料事実に反する。(4) 第二事例: ①(建安)十九年、…(魏志第九)において、氏は淵のいる場所を「長安」とし、ここの淵の言葉を「長安から鄴まで往復四千里しても曹操の指令を待つわけにいかぬ」との意味とされる。②氏は長安－鄴往復三千三百里を概数で「四千里」と言ったとされる。③しかし夏侯淵は「長安」でなく「都(洛陽か許)にいた(魏志第九、夏侯淵伝・『後漢書志』百官一、劉昭註)。④従って、氏の立論根拠の在長安説は成立しない。

(5) **第三事例**: ①古田が前著であげた、呉志第十五、鐘離牧伝での「二定点間、千里以上」の事例。②これに対する氏の論には二つ矛盾がある。③文面の語るところは、〔鐘離牧は、「垂二千里」の行軍ののち、呉軍側の「塞」に到着し、その「塞の上」から、五溪全域への掃討・殺戮の討伐作戦を行った〕である。④ことさら伸縮自在な四通八達論法をもって替える、ここに山尾氏読解の無理がある。

(6) **第四事例**: 氏は『三国志』中、千里未満の記事についても「長里」が妥当する三例をあげられた(魏志、袁[尖太→同]伝・蜀志、劉璋伝・呉志、孫堅伝)が、肝心の論証を欠いている。

(7) **検証のまとめ**: ①山尾氏が『三国志』内の里数値記事読解が必ずしも妥当しえないことが判明した。②しかし、わたしの再批判の中心は氏の論証方法そのものにある。③すなわち、不定要素を含む事例を取り上げ、主観的な解釈の結果を基準にして、問題の東夷伝(倭人伝を含む)内の里数を虚偽と判定する、方法である。

八～十三 検証(その他): (8)『三国志』が「魏晋朝の短里」に依拠していることを示す明白は論証をあげよう。

A. ①『史記』項羽本紀(『漢書』項籍伝もほぼ同じ)の地方千里、「呉志第九、周瑜伝」に地方数千里。②陳寿は、『史記』『漢書』の「千里」が『三国志』の数千里(五、六千里)と同一という対応事実をここに明示している。 B. 「十里代」でありながら、例外的に「明晰な実距離を指定しうる例。①「高峻二十余里」(魏志十七、張遼伝)。②この山(霍山)は安徽省潜山県西北にある最高峰(海拔1860m)。③実高は、魏晋朝の短里では一致するが長里でがエベレストを超えてしまう。④万人が日常見ている周知の山に異常な誇張をするいわれは全くない。

(9) 山尾氏使用の“物差し”というべき後漢書志の劉昭註の性格を分析: ①六世紀梁代の劉昭は、漢代の諸書を引用、これと自記の文を「後漢書志」に付加して范曄の『後漢書』に添付した。②分析結果を経て、劉昭註は「執筆対象」たる後漢代の里単位によって記されている、という帰結が得られる。③山尾氏はものさしとすべき史料内実の分析を予め行うという、当然の用意を省略して魏晋朝文献『三国志』の里数値にあてはめようとした。

(10) **「魏晋朝短里」の空間・時間的「限界」**: 論証の厳密を期するため、これについて考える。①この短里は原則として蜀朝・呉朝には関係がない。②山尾氏がわたしへの反論として触れられた二用例(いずれも裴松之註)は、「魏晋朝短里」とは別個の使用領域に属するもの。③「魏晋朝短里」はさらに厳密に言えば「魏・西晋朝短里」であるという事例。④「短里」は東晋朝には継承されなかったが、魏・西晋朝で確かに実在したことを証明するのは「三都賦」中の例(省略)。「三都賦」は、当時(三世紀、西晋)の読者に歓迎され、洛陽の紙価を高らしめたから、ここに現れた「里単位」は西晋時代に実在し適用されたものと見なすしかない。⑤その洛陽において陳寿は同時期に『三国志』を執筆していた。

(11) ①氏の立論中に自己矛盾を露呈していると思われるのは、「陳寿は朝鮮半島南部を『方四千里ばかり』などとは、考えていなかった」という一句。②従来の論者にとっても倭人伝読解上、不可避の難所があった: A. 自郡至女王国万二千余里。 B. 計其道里、当在会稽東冶之東(治は治の「原文改定」)。③中国大陆内部で彭城国—会稽国中心部が一万二千余里前後とすれば、倭国の位置を「会稽東冶」の東への比定は極めて自然。

(12) 山尾氏の理解に反し、韓国の「方可四千里」は「漢長里」でなく、「魏晋朝短里」をもって理解すべきである—この命題への明白な論証を加えよう。①部從事の呉林が辰韓の八国を分割して楽浪に与えた・・・(魏志、韓伝)。②分割された「辰韓八国」は「方四千里」の一部で、二郡と韓国側との間で展開された激戦は「方四千里」地域を「戦場」とした。③韓国はもと楽浪郡の統治下にあり、陳寿を取り巻く魏晋朝には韓国で戦った将史がいた。④このようなさ中で、韓国を実面積の25～36倍の妄想的な巨大面積として描くことは可能ではない。

(13) 以上によって、山尾氏立論の基礎たる以下の二点の推定は成立しないことが明らかとなった。

①韓伝・倭人伝の里数値は、『三国志』全体の里数値に対し孤立した別個史料、

②その史料(「王沈」によると推定)は韓国や倭国を誤って「巨大面積・巨大里数値」で記載していた。

補論 『華陽国志』の史料批判: ①本書は東晋(四世紀後半)の常璩の撰。②全12篇中、最初の4篇(地理志)に全72個の里数値記事がある。③本書中に注目すべき三つの異例がある。④いずれも「短里」に属し、「漢長里」に属しない。

(2)読書会〔清寧・顕宗・仁賢天皇紀〕※日本書紀卷第15 参考資料④

岩波文庫本『日本書紀』(3): 92～143頁に掲載

〔清寧・顕宗・仁賢天皇紀〕履修の第4回目は、仁賢紀(132～143頁)の①特徴と構成、及び主な出来事、②即位前紀、元年～十一年条までの原文・注記(補注を含む)と現代語訳を確認していきたい。

1. 「仁賢天皇紀」の構成・主な出来事と特徴

(1) 構成と主な出来事 ※小学館『日本書紀上』目次等より抜粋。

「仁賢(億計)天皇紀」は、即位前紀と元年(488)～十一年(498)是歳条まで歴史的諸活動を次のように記述する。

①億計天皇の即位(元年)、②難波小野皇后が自死(二年)、③石上部舎人を設置(三年)、④日鷹吉士を高麗に遣使(六年)、⑤ある女の説話(六年)、⑥小泊瀬稚鷯鷯尊を皇太子に(七年)、⑦天皇(億計)が崩御(十一年)。

(2) 特徴

①「仁賢(億計)天皇紀」は、顕宗(弘計)天皇よりも遥かに即位期間が長いのに、記事量は極めて少ない。②その中で、高麗遣使・日鷹吉士と飽田女の説話が比重を占めている。③顕宗紀に多出した歌謡詞や「曲水の宴」が全く見られない。また、④記事には持統紀と類似した用語が散見される。

2. 「仁賢天皇紀」即位前紀の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

原文:①億計天皇、諱大脚^{いみな}〈名大為。自余諸天皇、不言諱字。而至此天皇、独自書者、拋旧本耳〉、字嶋郎、弘計天皇同母兄也。幼而聡穎、才敏多識。壯而仁惠、謙恕温慈。及穴穗天皇崩(丙申456)。避難於丹波国余社郡。②白髮(清寧)天皇元年(庚申480)冬十一月、播磨国司山部連小楯、詣京求迎。白髮天皇、尋遣小楯持節、將左右舎人、至赤石奉迎。三年(辛戌482)夏四月、遂立億計天皇、為皇太子(事具弘計天皇紀也)。五年(甲子484)、白髮天皇崩。天皇以天下讓弘計(顕宗)天皇、為皇太子、如故(事具弘計天皇紀也)。③弘計天皇三年(丁卯487)夏四月、弘計天皇崩。

注28「①大脚」「②嶋郎」: 顕宗即位前紀に①「更名大石尊」とあり、②島稚子とある。(岩波注)

現代語訳:①億計天皇は、諱が大脚^{いみな}〈またの名は大為。他の諸天皇には諱字を言わず。この天皇に至って一人記したのは、旧本による〉、字が嶋郎。弘計(顕宗)天皇の同母兄である。幼い時から疎明で敏才多識であった。壮年におよび恵み深く、へりくだり穏やかであられた。穴穗(安康)天皇が崩御され、丹波国余社郡に難を逃れた。②白髮(清寧)天皇元年11月に、播磨国司山部連小楯が京に赴いて、お迎えされるよう求めた。清寧天皇は引き続き小楯を遣わし、節^{しるし}を持たせて左右の舎人をつけて明石にお迎えした。③三年4月、億計天皇は皇太子とられた(この事は顕宗紀に詳しい)。④五年、清寧天皇が崩御され天皇(億計)は皇太子のまま、天下を顕宗天皇に譲られた(この事は顕宗紀に詳しい)。⑤顕宗天皇三年4月に弘計天皇が崩御された。

3. 「仁賢天皇紀」元年の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

原文:①元年(戊辰488)春正月辛巳朔乙酉【五】、皇太子、於石上広高宮即天皇位(或本云、億計天皇之宮、有二所焉。一宮於川村、二宮於縮見高野。其殿柱至今未朽)。②二月辛亥朔壬子【二】、立前妃春日大娘皇女為皇后(春日大娘皇女、大泊瀬天皇、娶和珥臣深目之女童女君所生也)、遂産一男六女。其一日高橋大娘皇女、其二曰朝婦皇女、其三曰手白香皇女、其四曰樟氷皇女、其五曰橘皇女、其六曰小泊瀬稚鷯鷯天皇及有天下都泊瀬列城、其七曰真稚皇女(一本、以樟氷皇女列于第三、以手白香皇女列于第四、為異焉)。次和珥臣日爪女糠君娘生一女。是為春日山田皇女(一本云、和珥臣日触女大糠娘、生一女。是為山田大娘皇女。更名赤見皇女。文雖稍異、其实一也)。

③冬十月丁未朔己酉【三】、葬弘計天皇于^{たしら}傍丘磐杯丘陵。④是歳也、大歳戊辰。

注29「手白香皇女」: 記に手白髪郎女とある。継体皇后。継体記には手白髪命とある。(岩波注)

注30「真稚皇女」: 記に真若王とあるから男王か。真稚は美称で、男女ともに用いる。(岩波注)

注31「和珥臣日爪女糠君娘」: 欽明二年三月条に、仁賢ではなく欽明が和珥臣日爪女糠子を娶り、春日山田皇女を生むと見える。記伝は皇女が後に安閑の太后となっている点により、こちらを正しとする。(岩波注)

注32「傍丘磐杯丘陵」: (前略)陵墓要覧はその所在地を北葛城郡香芝町大字北今市字的場とする。(岩波注)

現代語訳:①元年1月5日、皇太子は石上広高宮に即位された(或本には、億計天皇の宮は、川村と縮見高野の二か所で、その宮殿の柱は腐っていないと言う)。②2月2日、前妃・春日大娘皇女(雄略天皇が和珥臣深目の娘・童女君^{おみな}を召して生まれた)を立てて皇后とされ、一男六女を産まれた。第一を高橋大娘皇女、第二を朝婦皇女^{あさづま}、第三を手白香皇女^{たしら}、第四を樟氷皇女^{くすひ}、第五を橘皇女^{たちばな}。第六を小泊瀬稚鷯鷯(武烈)天皇^{おはつせのわかきさき}と言い、天下を治められるになって泊瀬列城に都された。第七を真稚皇女という(一本に、樟氷皇女を第三に手白香皇女を第四とし、順序が異なるという)。次に和珥臣日爪^{かたつきのいわつきのおか}の娘・糠君娘^{あらかみ}は一女(春日山田皇女)を産まれた(ある本に、和珥臣日触の娘・大糠娘が山田大娘皇

女、またの名・赤見皇女を産んだと。文は少し異なるが、その事実の一つである。③10月3日、^{かたおかのいわつきのおか}額宗天皇を傍丘磐杯丘陵に葬った。④この年の大歳は^{つちのえたつ}戊辰であった。

4. 仁賢紀二年～五年条の原文・注記・現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

原文:①二年秋九月、難波小野皇后、恐宿不敬自死(弘計天皇時、皇太子億計侍宴。取瓜将喫、無刀子。弘計天皇、親執刀子、命其夫人小野伝進。夫人就前、立置刀子於瓜盤。是日、更酌酒、立喚皇太子。縁斯不敬、恐誅自死)。②三年春二月己巳朔、置石上部舍人。③四年夏五月、的臣蚊嶋・穂瓮君(瓮、此云倍)有罪、皆下獄死。④五年春二月丁亥朔辛卯【五】、普求国郡散亡佐伯部。以佐伯部仲子之後、為佐伯造(佐伯部仲子、事見弘計天皇紀)。

注33「的臣蚊嶋・穂瓮君」:いずれも他に見えず。(岩波注)

現代語訳:①二年9月、難波小野皇后(額宗天皇の皇后)は、以前から皇太子に対し礼に反した行いがあったことを恐れて自殺された(弘計天皇の時、億計皇太子が宴会に待っておられ、瓜をとって食べようとしたが小刀がなかった。弘計天皇は自ら刀子をとって小野夫人に命じて渡されたが、夫人は前に行き立ったまま小刀を瓜皿に置いた。この日、更に酒を酌み立ちながら皇太子を呼んだ。この無礼な行いで罰せられることを恐れて自殺された)。②三年2月1日、石上部の舍人を置いた。③四年5月、^{いくはのみかしま}的臣蚊嶋と^{ほへのきみ}穂瓮君(略)は罪を犯し獄に下されて死んだ。④五年2月5日、^{なかちこ}広く国郡に散り逃げていた佐伯部を探し求められ、押磐皇子に仕えた佐伯部仲子の子孫を佐伯造とした(佐伯部仲子のことは弘計天皇紀を見よ)。

5. 仁賢紀六年～十一年条の原文・注記・現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

原文:①六年秋九月己酉朔壬子【四】、遣日鷹吉士、使高麗、召巧手者。是秋、日鷹吉士、被遣使後、有女人、居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄。弱草吾夫(可立心偏)怜矣(言於母亦兄、於吾亦兄、此云於慕尼慕是、阿例尼慕是。言吾夫(可立心偏)怜矣、此云阿我因摩播耶。言弱草、謂古者以弱草喻夫婦。故以弱草為夫)。哭声甚哀、令人断腸。菱城邑人鹿父(鹿父、名也。俗呼父為柯曾)聞而向前曰、何哭之哀、甚若此乎。女人答曰、秋葱之転双(双、重也)納、可思惟矣。鹿父曰、諾。即知所言矣。有同伴者、不悟其意、問曰、何以知乎。答曰、難波玉作部鯨魚女(言鯨魚女、此云浮難謎)嫁於韓白水郎(嘆田偏)(言韓白水郎(嘆田偏)、此云柯羅摩能波陀該。(嘆田偏)耕麦田之也)、生哭女。々々(言哭女、此云難俱謎)嫁於住道人山杵、生飽田女。韓白水郎(嘆田偏)与其女哭女、曾既俱死。住道人山杵、上奸玉作部鯨魚女、生龜寸。龜寸娶飽田女。於是、龜寸從日鷹吉士、発向高麗。由是、其妻飽田女徘徊顧恋、失緒傷心。哭声尤切。令人腸断(玉作部鯨魚女与韓白水郎(嘆田偏)、為夫婦生哭女。住道人山杵娶哭女、生飽田女。山杵妻父韓白水郎(嘆田偏)与其子哭女、曾既俱死。住道人山杵、上奸妻母玉作部鯨魚女、生龜寸。龜寸娶飽田女。或本云、玉作部鯨魚女、共前夫韓白水郎(嘆田偏)、生哭女。更共後夫住道人山杵、生龜寸。則哭女与龜寸、異父兄弟之故、哭女之女飽田女、呼龜寸、曰於母亦兄也。哭女嫁於山杵、生飽田女。山杵又淫鯨魚女、生龜寸。則飽田女与龜寸、異母兄弟之故、飽田女呼夫龜寸、曰於吾亦兄也。古者不言兄弟長幼、女以男称兄。男以女称妹。故云於母亦兄、於吾亦兄耳)。②六年是歳、日鷹吉士、還自高麗、献工匠須流枳・奴流枳等。今大倭国山辺郡額田邑熟皮高麗、是其後也。③七年春正月丁未朔己酉【三】、立小泊瀬稚鷦鷯尊、為皇太子。④八年冬十月、百姓言、是時、國中無事、吏称其官。海内帰仁、民安其業。是歳、五穀登衍、蚕麦善収。遠近清平、戸口滋殖焉。⑤十一年秋八月庚戌朔丁巳【八】、天皇崩于正寝。冬十一月己酉朔癸丑【五】、葬埴生坂本陵。

注34「日鷹吉士」:雄略七年是歳条に「日鷹吉士堅磐固安銭」とあり、難波吉士日鷹と堅磐固安銭とする説がある。(岩波注) ※「日鷹吉士」は雄略紀に2、仁賢紀に4、継体紀に1。

注35「有女人…」:下文によると飽田女という。(岩波注) ※この分りにくい説話が何故ここに掲載されたのか。

注36「大倭国」:倭国は日本のこと。(略)書紀の原資料にあった文字がそのまま残ったのであろう。(岩波注)

注37「史…」:「是歳…」:後漢書、明帝紀による。(岩波注)

注38「天皇崩」:水鏡・紹運録等に歳五十、帝王編年記等に五十一とあるが不明。(岩波注)

現代語訳:①六年9月4日、日鷹吉士を高麗に遣わし巧手者を召された。②この秋、日鷹吉士の派遣後に難波の御津で女が「私の母にとって兄で私にとって夫である優しい夫が遠くへ行ってしまった」と大泣きしていた(省略)。泣き声はとても悲しく聞く人は断腸の思いだった。これを聞いた菱城邑の鹿父(略)が「どうしてこんなに哀しげに泣くのか」と尋ねると、女は「秋撒きの葱の二茎が一片に包まれているように、二重に密接な私たちの間柄を思っ欲しい」と答えたので、鹿父は「分かった」と。友達がいたが意味が分からないので「どうして分かったのか」と聞くと、「難波の玉作部鯨魚女(略)が韓白水郎(嘆田偏)(略)に嫁いで哭女(略)を産み、住道の山杵に嫁ぎ飽田女を産んだ。韓白水郎(嘆田偏)とその娘・哭女は先年に死んだ。山杵は玉作部鯨魚女を犯して龜寸を生んでいた。龜寸は飽田女を娶った。この度、龜寸は日鷹吉士に従って高麗に向かった。それで、妻の飽田女は這いずり回って心迷い哀しんでいる。だから、哭く声が切なく人に断腸の思いをさせているのだ」と教えた

〈注釈の内容はほぼ本文に同じため、省略〉。③この年、日鷹吉士は高麗から帰国して職人の須流枳・奴流枳等を献上した。倭国・山辺郡額田邑の皮職人・高麗はその子孫である。④七年1月3日、小泊瀬稚鷦鷯尊(武烈天皇)を立てて皇太子とした。⑤八年10月、人民が「この時、国中は何事もなく役人は皆その役に相応しく、天下は仁に帰し民はその業に安んじている」と言った。この年、五穀豊穰、蚕や麦は良い出来で、都鄙とも平穩、戸口はますます繁盛した。⑥十一年8月8日、天皇が正寝で崩御。11月5日、埴生坂本陵に葬った。

卷第十五「清寧・顕宗・仁賢天皇紀」の補注(再掲)

以下に見るように、卷第十五に関する補注は全部で10ある。天皇紀ごとでは、清寧2、顕宗8、仁賢0となっており、顕宗紀への補注が他二天皇紀に比べて極めて多い。これは顕宗紀が卷第十五の中心だということを示しているようにみえる。

清寧紀(2):

1. 「縮見」: 兵庫県三木市志染町付近。倭名抄に「志深郷」、播磨風土記に「志深里」とある。縮はシジム、ちぢむに同じ。
2. 「飯豊皇女」: 飯豊女王・飯豊郎女・飯豊王とも書く。別に青海皇女・青海郎女・飯豊青皇女とも、忍海部女王・忍海郎女・忍海飯豊青尊などの名もある。履中元年七月条に履中天皇の子、母は葦田宿禰女、黒媛とし、履中・清寧記も同じだが、顕宗即位前紀、分注の譜第には市辺押磐皇子の子、母は黄臣の娘蠅媛とし、同様の説は顕宗紀の他の箇所にも見える。顕宗即位前紀・清寧五年条・清寧記はともに実質的には天皇、後嗣の天皇が定まるまで一時天下を治めた、いわゆる中天皇とみるような書きぶり。扶桑略記は「飯豊天皇、十四代女帝」、皇胤紹運録に「飯豊天皇、忍海部女王是也」と書く。

顕宗紀(8):

3. 「築立稚室葛根・・・吾常世等」: 新しい室を建築した場合に、その家の安全・長久を求めて唱える呪言を宝寿ぎの詞という。ここに記録された例は祖の完全なものとして貴重。※以後、使用された語彙の解説が続く。
4. 「石の上振の神楯の歌」: これは弘計王の名宣りの歌だが、古事記(清寧段)では「物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、立赤幡、見者五十隱、山三尾之、竹矣訶岐此二字以音蒨、末押縻魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣、天皇之御子、市邊之、押齒王之、奴末」。播磨国風土記では110頁注四に引いた「淡海は・・・」が該当する。「石上」は石上神宮。
5. 「顕宗・仁賢の四宮」: 「或本云、弘計天皇之宮、有二所焉。一宮於少郊(a)、二宮於池野(b)」。仁賢元年条の或本には、「億計天皇之宮、有二所焉。一宮於川村、二宮於縮見高野。其殿柱至今未朽」とある。また播磨風土記では二王の話をあげた後に「自此以後、更還下、造宮於此土(播磨)而坐之、故有高野宮・少野宮・川村宮・池野宮」として四つの宮をあげる。
6. 「𤮿岐県主の先祖押見宿禰」: 𤮿岐県主の氏姓はここと、おそらくこの条に基づく旧事紀、天神本紀の「(天)月神命、𤮿岐県主等祖」以外にみえない。𤮿岐島の国造は𤮿岐直と言ひ、応神九年4月条には𤮿岐直真根子がみえる(後略)。
7. 「対馬下県直」: 対馬の国造は対馬(津島)県直という。対馬が上・下二島よりなり、両島を通じて国造の一族がいたらしい。(中略) 対馬国造にも中央に上番し、また永住して祭祀等にあずかった者もあった(後略)。
8. 「福草部」: 三枝部とも。サキクサ何を指すか諸説(山百合・朱草・葛草など)あって不明だが、葉柄の対生せる草を指すらしい。姓氏録、左京神別・同大和神別の三枝部連の項には、顕宗天皇が諸氏を饗した際、宮庭に生じた三茎の草を採って献ったので、三枝部造の姓を賜ったとみえる(後略)。
9. 「紀生磐宿禰の反乱」: この一節の文は、その基づくところが百済史籍にあることは、そこに見える人名・官名・地名等から疑いないところ。紀生磐宿禰は、任那防衛を積極的に計画し且実行したのであり、百済の南進を食い止めようとしたのである。しかし、その雄図は空しく、生磐宿禰は敗退して百済の南進は実現するのである。
10. 「帯山城の訓」: 帯山城の古訓をシトオムレサシという。これが百済語よみであることは誰しも考えるところだが、シトロに近似する言葉が帯にあたることを証明できなかった。鮎貝房之進は帯山を三国史記地理志・全州の大山郡にあて、この地の特産物の一つである礪石に基づくかとした。

【注記】人名と地名関連の解説が、①②⑥⑦⑧⑩(6項目)で、記事語句の解説が③④⑤⑨(4項目)。

読売新聞夕刊(1973年5月29日から6月16日)に15回にわたって掲載された

榎一雄氏の論稿 “『邪馬台国はなかった』か”

榎一雄(えのき かずお) (1913-1989) 東洋文庫理事長(9代目)。東洋史学者。神戸市出身。1955年東京大学教授。白鳥庫吉のもとに学び中央アジア史を中心に研究、中国関係・日本関係の著書も多い。

本稿は、原則として7段(15字)・35段程度の字数で組まれている。

各回の表題と題目・副題は以下のである。

※各回の記述内容については、縮刷版のコピーの字が小さすぎて殆ど読めなかったため、省略。

- ① 百家争鳴：邪馬台国はなかったか 納得できぬ不定見“古い常識”踏まえた反論
- ② 壹か臺か(上)：絶対とは言えぬ「文字」 真偽は三国志以外の用例も確かめて
- ③ 壹か臺か(下)：「注」の用例を度外視 古田学の字句統計に疑問
- ④ 三国志の成立(上)：三世紀、陳寿が編集 “簡略過ぎる”と「注」を四二九年に
- ⑤ 三国志の成立(上)：印刷は十一世紀初頭 倭人伝全部の写真を七本に所蔵
- ⑥ テキスト探し(上)：「原形」とはいえぬ 皇室書陵部所蔵の紹熙刊本
- ⑦ テキスト探し(下)：版本比較、なお課題 「原形」を独断した解釈は空中楼阁
- ⑧ 版本ミステリー(上)：寧宗刊本の登場 書陵部本と百衲本はどう関係
- ⑨ 版本ミステリー(下)：対馬国」と「対海国 紹熙刊本、南宋改定説について
- ⑩ 台の意味：天子の象徴ではない 「臺」の解釈もおかしい
- ⑪ 会稽東治(上)：「東巡」=「東治」は創作 夏の王都の所在地不明は業界常識
- ⑫ 会稽東治(下)：魏略の表記を踏襲 “東方治績の東”では意味が通じない
- ⑬ 卑弥呼の初使節：景初三年が筋通る 紹熙刊本に固執しては解釈誤る
- ⑭ 台を選ぶ理由(上)：「治」が抜けた呉志 あてにならぬプリント
- ⑮ 台を選ぶ理由(下)：”邪馬台国は誤り“は独断 紹熙刊本、正確無比とはいえぬ (おわり)